

都市政策課及び都市整備課所管事務権限の移譲状況(令和8年4月1日)

凡例：
 ◎ 法定移譲
 ○ 特例条例による移譲（平成は○、令和は□囲い）
 ○ 第1次移譲（H9事務委任）→H12移譲：⑫
 ○ 第2次移譲 →H14移譲：⑭
 ○ 第3次移譲 →H19～移譲：⑲～
 ●新潟市の政令市移行に伴う任意移譲 →⑲

担当課	事業	事務・権限の内容	対象事業	法令区分	条項	対象市町村																				備考											
						一般市										町村(都計区域)					町村																
						新	長	上	三	柏	新	小	加	十	見	村	糸	妙	五	阿	佐	魚	南	胎	聖		弥	田	阿	湯	出	津	刈	関	粟		
都市整備課	市街地再開発	代行関係				潟	岡	越	条	崎	田	谷	茂	町	附	上	川	高	泉	野	渡	沼	沼	内	籠	彦	上	賀	沢	崎	南	羽	川	浦			
		代行開始の決定等	法	112 ~ 118の30①	⑲																																
		審査請求関係																																			
		処分に対する審査請求	法	128①	⑲																																
		管理規約関係																																			
		管理規約の認可	法	133①	⑲																																
		税法関係																																			
		固定資産税の減免対象となる施設建築物の同一認定	令	53②	⑲																																
	施行者に対する許可関係																																				
	再開発事業計画関係																																				
再開発事業計画の認定等	法	129の2 ~ 129の9②	◎	◎	◎	⑲																															
地方拠点都市	建築許可関係																																				
促進区域内における建築許可等	法	21① ~ 22⑤	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	移譲済み、21条→「第1次勧告(市)」→「第2次一括法(市)」		
流通業務市街地	建築許可関係																																				
地区内における建築許可等	法	5① ~ 6②	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	「第1次勧告(市)」→「第2次一括法(市)」		
被災市街地	建築許可関係																																				
復興推進地域内の建築許可等	法	7① ~ 8⑤	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	H21重点移譲項目、「第1次勧告(市)」→「第2次一括法(市)」		